

## 仕 様 書

### 1 業務名

後期高齢者医療被保険者に対する生活習慣病重症化予防等事業委託業務

### 2 業務目的

本件業務は、広島市に住所を有する後期高齢者医療制度の被保険者のうち、糖尿病性腎症又は糖尿病を基礎としないCKD（慢性腎臓病）について通院治療中の者に対し、主治医の保健指導指示書に基づき、専門の研修を受けた保健師等による保健指導を行うことにより、これらの重症化（人工透析への移行等）を予防し、健康の保持増進と健康寿命の延伸及び医療費の適正化を図ることを目的とする。

また、広島市に住所を有する後期高齢者医療制度の被保険者のうち、脳卒中、心筋梗塞又は狭心症について通院治療中の者に対し、主治医の保健指導指示書に基づき、専門の研修を受けた保健師等による保健指導を行うことにより、再発を予防し、健康の保持増進と健康寿命の延伸及び医療費の適正化を図ることを目的とする。

さらに、広島市に住所を有する後期高齢者医療制度の被保険者のうち、糖尿病の重症化リスクの高い治療中断者及び未治療者に対し、医療機関への受診勧奨を行うことにより、重症化（人工透析への移行等）を予防し、健康の保持増進と健康寿命の延伸及び医療費の適正化を図ることを目的とする。

### 3 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

### 4 対象者抽出及びリスト作成

(1) 5(1)～(3)及び6(1)の各保健事業について、発注者が提供するレセプト情報等を基に、対象者の抽出及び対象者リストの作成を行う。

なお、6(1)については、令和6年度に治療中断者として受診勧奨の通知を発送した者のうち、その後も受診履歴がない者を含む。

(2) 5(1)～(3)の各保健事業について、発注者が提供するレセプト情報等を基に、前記(1)の対象者リストとは別に、かかりつけ薬剤師がいる者のリストを作成する。

(3) リストの作成に係る出力項目やソート順等は、契約締結後、発注者と協議の上、決定する。

### 5 業務内容（保健指導業務）

(1) 糖尿病性腎症重症化予防事業（約40人）

#### ア 概要

糖尿病性腎症について通院治療中の者（病期が2期から4期の者）に対し、主治医の保健指導指示書に基づき、専門の研修を受けた保健師等が、対象者のステージに応じた約6か月間の保健指導を実施する。

#### イ 対象者

次のいずれにも該当する者。

(ア) 糖尿病性腎症の既往があり、維持期に通院している者。

(イ) 事業を行うことにより効果が見込まれる者（前記4で抽出した対象者リストから選定する。）  
に対し参加勧奨を行い、本人の参加同意及び主治医の協力同意が得られた者。

#### ウ 指導概要

(ア) 主治医の保健指導指示書に基づく約6か月間の保健指導を行う。内容は、面談指導2回（1回当たり1時間以上）及び電話指導6回（1回あたり30分以上）を基本とし、契約締結後、発注者と協議の上、プログラム及びスケジュールの作成を行う。

- (イ) 受注者は指導報告書を作成の上、月に1回、発注者及び主治医等へ送付する。
- (ウ) 指導には医師の監修を受けた教材・テキスト等を使用する。当該教材・テキスト等は受注者が準備する。
- (エ) 指導期間中、本事業の対象者等から質問又は相談がある場合は、対応可能な時間内で受付を行う。

エ その他

受注者は、発注者が本事業の対象者に対し別途実施予定である服薬管理等に関する事業の関係機関等との調整及び情報共有並びに対象者の介護支援専門員（ケアマネジャー）との情報共有に努める。情報共有の手段及び方法等は、発注者と受注者が協議の上、決定する。

(2) CKD（慢性腎臓病）重症化予防事業（約10人）

ア 概要

糖尿病を基礎としないCKD（慢性腎臓病）について通院治療中の者に対し、主治医の保健指導指示書に基づき、専門の研修を受けた保健師等が、対象者のステージに応じた約6か月間の保健指導を実施する。

イ 対象者

次のいずれにも該当する者。

- (ア) CKD（慢性腎臓病）の既往があり、維持期に通院している者。
- (イ) 事業を行うことにより効果が見込まれる者（前記4で抽出した対象者リストから選定する。）に対し参加勧奨を行い、本人の参加同意及び主治医の協力同意が得られた者。

ウ 指導概要

- (ア) 主治医の保健指導指示書に基づく約6か月間の保健指導を行う。内容は、面談指導2回（1回当たり1時間以上）及び電話指導6回（1回あたり30分以上）を基本とし、契約締結後、発注者と協議の上、プログラム及びスケジュールの作成を行う。
- (イ) 受注者は指導報告書を作成の上、月に1回、発注者及び主治医等へ送付する。
- (ウ) 指導には医師の監修を受けた教材・テキスト等を使用する。当該教材・テキスト等は受注者が準備する。
- (エ) 指導期間中、本事業の対象者等からの質問又は相談がある場合は、対応可能な時間内で受付を行う。

エ その他

受注者は、発注者が本事業の対象者に対し別途実施予定である服薬管理等に関する事業の関係機関等との調整及び情報共有並びに対象者の介護支援専門員（ケアマネジャー）との情報共有に努める。情報共有の手段及び方法等は、発注者と受注者が協議の上、決定する。

(3) 脳卒中及び心筋梗塞・狭心症の再発予防事業（約20人）

ア 概要

脳卒中、心筋梗塞又は狭心症について通院治療中の者に対し、主治医の保健指導指示書に基づき、専門の研修を受けた保健師等が、脳卒中の対象者に対してはモディファイド・ランキン・スケール（mRS）、心筋梗塞及び狭心症の対象者に対してはリスクファクター（危険因子）に応じた約6か月の保健指導を実施する。

イ 対象者

次のいずれにも該当する者。

- (ア) 脳卒中、心筋梗塞又は狭心症の既往があり、維持期に通院している者。
- (イ) 事業を行うことにより効果が見込まれる者（前記4で抽出した対象者リストから選定する。）に対し参加勧奨を行い、本人の参加同意及び主治医の協力同意が得られた者。

ウ 指導概要

- (ア) 主治医の保健指導指示書に基づく約6か月間の保健指導を行う。内容は、面談指導2回（1回当たり1時間以上）及び電話指導6回（1回あたり30分以上）を基本とし、契約締結後、発

注者と協議の上、プログラム及びスケジュールの作成を行う。

(イ) 受注者は指導報告書を作成の上、月に1回、発注者及び主治医等へ送付する。

(ウ) 指導には医師の監修を受けた教材・テキスト等を使用する。当該教材・テキスト等は受注者が準備する。

(エ) 指導期間中、本事業の対象者等からの質問又は相談がある場合は、対応可能な時間内で受付を行う。

#### エ その他

受注者は、発注者が本事業の対象者に対し別途実施予定である服薬管理等に関する事業の関係機関等との調整及び情報共有並びに対象者の介護支援専門員（ケアマネジャー）との情報共有に努める。情報共有の手段及び方法等は、発注者と受注者が協議の上、決定する。

#### (4) 参加勧奨通知の送付（約 700 通）

前記(1)～(3)の各保健事業について、前記4(1)で抽出を行った対象者のうち、事業を行うことによる効果が見込まれる者として選定した者に対し、保健事業への参加率を高めるよう参加勧奨通知等の作成及び発送を行う。実施方法は、受注者の提案を基に、発注者と受注者が協議の上、決定する。

#### (5) 謝金の支払事務等（約 70 件）

ア 前記(1)～(3)の各保健事業について、保健指導指示書及び検査結果報告書の作成に係る謝金を主治医に支払う。謝金の支払先等の把握や支払方法は、受注者の提案による。

イ 1 件当たりの謝金の額は次のとおりとし、プログラム終了後、実施された項目に係る金額を支払う。ただし、イについては、前記(1)(2)の事業に限る。

(ア) プログラム開始時（保健指導指示書の作成） 3,000 円（税別）

(イ) プログラム終了時（検査結果報告書の作成） 2,500 円（税別）

ウ 謝金の支払先は、主治医個人又は法人であることに留意する。

エ 謝金の支払後、速やかに発注者にその結果を報告する。

#### (6) 指導の効果分析

前記(1)～(3)の各保健事業について、受注者は、発注者が提供するレセプトデータ等を基に、以下の条件に合致する指導効果の分析を行う。

ア レセプトに記載されたすべての傷病名と診療行為（薬剤、検査、手術、処置指導料など）を分析し、傷病名ごとに適応のある医薬品、診療行為を関連付け、医療費を算出する。

なお、傷病名欄に記載があっても、診療行為から判断し実際には治療されていない傷病名に医療費が集計されることのないようにする。

イ レセプトに記載されていない未コード化傷病名を可能な限りコード化し、傷病名数全体に対する未コード化傷病名の割合を3%未満に制限することに努める。

ウ 傷病名や薬剤（禁忌情報を含めた薬剤データベース）、診療行為等はいずれも最新情報を使用する。

エ 平成 30 年度以降に発注者が実施した同様の保健事業に係る対象者についても併せて分析を行う。

## 6 事業内容（糖尿病治療中断者等受診勧奨業務）

### (1) 糖尿病治療中断者及び糖尿病未治療者への受診勧奨（約 600 通）

#### ア 概要

糖尿病の重症化リスクの高い治療中断者及び未治療者について、医療機関への受診勧奨を行う。

#### イ 受診勧奨通知文等の作成及び発送

4(1)で抽出した対象者のうち、事業を行うことによる効果が見込まれる者として選定した者に対し、受診勧奨通知等を作成及び発送を行う。

通知発送時期は令和7年7月を予定とする。

### (2) 電話による再度の受診勧奨について（約 60 人）

治療中断者及び未治療者に対し、再度の勧奨を行う。

手順は以下のとおりとし、令和8年1月の実施を予定とする。

ア 発注者が提供するレセ電データ等を基に、前記(1)で通知を発送した治療中断者及び未治療者の糖尿病及びその合併症に関する受診履歴を確認後、電話勧奨候補者リストを作成し、納品する。

イ 発注者は、前記アの候補者リストを基に、電話勧奨を行う対象者を選定する。

ウ 受注者は、前記イで選定した対象者に対し、電話による勧奨を行う旨の事前通知書を作成及び発送を行う。

エ 前記ウの事前通知書を発送後、電話による再度の受診勧奨を行う。

### (3) 事業実施状況結果及び効果検証の報告

ア 受注者は、受診勧奨の実施状況等を発注者に報告する。また、受診勧奨の終了後、速やかに受診勧奨結果報告書を発注者に提出する。

イ 受診勧奨対象者について、受診勧奨通知発送後の医療機関への受診状況を確認する。この際、可能な範囲で通院先医療機関の分析を行う。

## 7 電子データ授受の方法

発注者と受注者は、総合行政ネットワーク（LGWAN-ASP）によりデータの授受を行う。

なお、この方法により実施することができない場合は、受注者の負担により別の方法で実施することができる。ただし、広島市情報セキュリティポリシーに準拠していること及び十分なセキュリティが確保できることを明らかにし、あらかじめ発注者の承認を得るものとする。

## 8 業務管理

受注者は、本件業務において業務が適正に実施されるよう、次の(1)から(3)について、契約締結後速やかに提出すること。

- (1) 実施計画書（広島市委託契約約款第6条関連）
- (2) 現場責任者選任届（広島市委託契約約款第8条関連）
- (3) 作業場所に関する届出（個人情報取扱特記事項第8条関連）

## 9 業務実施報告

本件業務完了後、履行完了日及び提出した成果品の一覧を記載した委託業務実施報告書を作成し、遅滞なく提出する。また、主治医に対しても本事業の対象者に関する報告を行う。

## 10 成果品の納品

### (1) 納品物

対象者ごとの面談記録（対象者との保健指導のやり取りを記録したもの）及び効果等の分析結果等を記した報告書（紙媒体及び電子媒体。Microsoft Excel形式。CD-R又はDVD-R：1部）

### (2) 納入期限

令和8年3月31日

## 11 個人情報保護及びセキュリティ対策

データを扱う作業場のセキュリティ対策については、以下のとおりとする。

- (1) 各作業場への入室においては、指紋認証やICカードなどによる入室制限を行い、あらかじめ登録した者だけが作業できる等、入退室管理を徹底すること。
- (2) 受領したデータは、保管庫に入れ施錠し、データを格納している業務サーバもラックに入れた状態で管理すること。
- (3) 私物の持ち込みを禁止するとともに、USB端子の無効化を行い、監視カメラによる監視及び撮影の記録をするなどにより、データが持ち出されない体制を整備すること。

## 12 成果品等の利用及び著作権

- (1) 受注者は、発注者に対し、本件業務の成果品に関するすべての著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条に定める権利を含む。）を譲渡するものとする。
- (2) 発注者は、本件業務の成果品の改変を行うことができるものとし、受注者は、本件業務の成果品に関する著作者人格権を行使しないものとする。
- (3) 本件業務の成果品及び成果品の作成過程において収集したデータ等について、受注者は発注者からの求めに応じてデータ等の加工及び提供を行うこと。提供する時期、頻度及び内容等については調整の上、対応すること。
- (4) 受注者は、成果品が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果品に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受注者が負うものとする。

## 13 その他

- (1) 受注者は、本件業務の円滑な実施のため、発注者の求めに応じて定期的な打合せ等を行う。
- (2) 受注者は、発注者が本件業務の対象者に対し別途実施予定である服薬管理等に関する事業の関係機関等との調整及び情報共有並びに対象者の介護支援専門員（ケアマネジャー）との情報共有に努める。情報共有の手段及び方法等は、発注者と受注者が協議の上、決定する。
- (3) 本件業務については、発注者が国民健康保険の被保険者に対して行う同様の事業との連携が不可欠であるため、関係者等との連絡調整等を行い、円滑に事業実施すること。また、関係事業の実施に係る研修会等の支援等を行うこと。
- (4) 発注数量は、予定数量を大きく下回ることがある。
- (5) 面談指導に当たっては、以下の条件を満たす場合、タブレット端末等通信機器を介したオンラインによる遠隔面談（以下「オンライン面談」という。）によることができる。

なお、通信機器の調達に要する費用、通信料及び故障による修繕費、紛失・破損による損害等一切の費用については、受注者が全て負担するものとする。

ア 受注者が本件業務の対象者から通信機器を円滑に使用することができることを確認の上、オンライン面談の実施について同意を得ること。

イ 上記の対象者が通信機器を所持していない場合は、受注者から通信機器を無償で貸し出すこと。
- (6) この仕様書に定めのない事項及び解釈に疑義が生じた事項並びに 4・5 の手順によらない対象者への指導については、発注者と受注者双方の協議により定めるものとする。